

四日市市上下水道局

指定給水装置工事事業者 各位

四日市市上下水道事業管理者 山本勝久
(公印省略)

水道法の一部改正に伴う、指定給水装置工事事業者制度の更新制導入について (通知)

平素は、本市水道行政にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、令和元年10月1日より指定の更新制が導入されました。今回、通知をさせていただく事業者様の政令で定められた有効期限は、令和6年9月29日になります。

本市では、有効期間の範囲内で更新手続きの時期及び期間を、指定番号ごとに振り分けて、別紙①の様にさせていただきますので、何卒ご協力の程よろしくお願ひします。なお、早期に手続きを行った場合にあっても、次回の有効期間の開始日に変更はございません。

1 初回更新手続きについて

※ 指定番号は、事業者証でご確認ください。

指定番号	初回更新申請書の提出期間
428～448	令和5年8月1日～令和5年10月31日
449～469	令和5年11月1日～令和6年1月31日
470～490	令和6年2月1日～令和6年4月30日
491～511	令和6年5月1日～令和6年7月31日

※ 初回更新申請書の提出期間は、有効期間ではございませんが、期間中での提出にご協力をお願いします。

2 申請時に必要な提出書類及び持参するもの (水道法第25条の2を準用)

- (1)様式第1 (新規指定時の申請書と同様)
- (2)様式第1別表 (機械器具調書)
- (3)様式第2 (欠格要件に該当しないことの誓約書)
- (4)定款 (コピー可、ただし、原本証明のこと) 及び履歴事項証明書 (原本) [法人]
又は、住民票の写し (原本) [個人]
- (5)給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの (免状又は技術者証のコピー)

3 確認項目 (全事業者への通知の際に提出されていない事業者が対象)

- ①業務内容 (営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- ②給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- ③配管技能者の有無

(別紙により、更新時に提出してください)

4 更新手数料 (四日市市水道事業給水条例第37条による)

7,000円 (事業者証交付時にお支払いください)

5 更新制度に関するお問い合わせ先

四日市市上下水道局 管理部
お客様センター 給水審査係
電話 059-354-8363

更新手続きについて

1. 更新スケジュール

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
Aグループ 指定番号428～448	受付期間			(準備)	受付期間										
Bグループ 指定番号449～469							(準備)	受付期間							
Cグループ 指定番号470～490									(準備)	受付期間					
Dグループ 指定番号491～511											(準備)	受付期間			

2. 更新申請について

- ・新規と同じ申請様式になります（ただし、様式第2が令和元年10月1日より変更になっています）。
- ・別添の申請書作成時の留意事項を参照してください。なお、様式第1（別表を含む）・第2は、四日市市上下水道局HPからダウンロードできます。
- ・様式第1に記載する給水装置工事主任技術者の免状番号を確認するため、免状又は技術者証のコピーを添付してください。
- ・現在の登録内容に変更がある場合、更新申請前に変更届等の手続きを行ってください。特に、給水装置工事主任技術者の登録と現状に相違が、多々見受けられますので気を付けてください。

3. 事業者証の交付について

- ・交付にあたっては、給水審査係窓口までお越しいただき、納付書をお渡ししますので、①番窓口で更新手数料をお支払いください。
- ・納付書の控えを持って、給水審査係窓口までお越しいただき、更新前の事業者証と引き換えに更新後の事業者証をお渡しします。

指定給水装置工事事業者申請書作成時の留意事項
(更新についても同様)

(1) 指定給水装置工事事業者指定申請書<様式第1> (両面印刷をお願いします)

① 「役員の氏名」欄 (表面)

法人の場合・・・「履歴事項全部証明書」に記載してある役員 (監査役を含む) の氏名を記入してください。

個人の場合・・・店舗の経営者氏名を記入してください。

② 「事業の範囲」欄 (表面)

法人の場合・・・「履歴事項全部証明書」に記載してある事項の内、給水工事に関するものを記入してください。(目的欄の ○○工事 を記入)

個人の場合・・・「給水工事を行います。」と記入してください。

③ 「上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名」欄 (裏面)

現在の登録者と現状が異なる場合、更新申請の前に選任・解任届等を提出してください。

④ 機械器具調書<様式第1別表>

種別の欄

「管の切断用の機械器具」「管の加工用の機械器具」「接合用の機械器具」「水圧テストポンプ」「残留塩素測定器」の別を記入してください。

機械器具調書に記載されている機械等のそれぞれの写真 (カラー) を添付してください。(A 4 縦の左側に写真 3 枚を配置し、右側にその説明・種別等を記入してください)

(2) 誓約書<様式第2> (両面印刷をお願いします)

裏面に記載されている事項を確認後、記入してください。

(3) 添付書類

法人の場合・・・「定款」(コピー可、ただし原本証明のこと) 及び「履歴事項全部証明書」(原本) 各1部

個人の場合・・・「住民票の写し」(原本) 1部

(4) 指定手数料等

	指定の場合	更新の場合
指定手数料	10,000円	更新手数料 7,000円
「給水装置工事施工指針」(局HPからダウンロードできます)		

(指定工事事業者証の交付時に納付してください。)

(5) その他

指定申請書が提出されてから「指定工事事業者証」を交付するまでの標準処理期間は3カ月前後となりますので予めご了承ください。

【確認事項】

①業務内容

営業時間： 時 分 ～ 時 分

休日：

漏水修繕： 可 不可

対応工事等：

②給水装置工事主任技術者の研修受講状況

有 () 無

③配管技能者(※)配置： 有 無

(記載例)

①業務内容

営業時間：8時30分 ～ 17時15分

休日：土、日、祝日、お盆、年末年始

漏水修繕： (可) 不可

対応工事等：配水管分岐～水道メータ、及び
水道メータ～宅内の給水装置工事

②給水装置工事主任技術者の研修受講状況

(有) (給水工事技術振興財団のeラーニング) 無

③配管技能者(※)配置： (有) 無

指定番号：

業者名：

E-mail: (通知文等を送付するためのアドレス)

※配管技能者とは？

(平成 23 年 8 月 30 日付厚生労働省水道課事務連絡の例より)

- ①水道事業体等によって行われた試験や講習により資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
- ②職業能力開発促進法第 44 条に規定する配管技能士
- ③職業能力開発促進法第 24 条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
- ④公益財団法人給水工事技術振興財団が平成 23 年度まで実施した配管技能の習得に係る講習（給水装置工事配管技能講習会）を修了した者又は、平成 24 年度から実施されている給水装置工事配管技能検定会に合格した者

なお、いずれの場合も配水管への分水栓の取り付け、配水管のせん孔、給水管の接合等の経験を有している必要があります。

注意：未提出の方や変更があった方が対象です。回答内容については、お客様が、指定給水装置工事事業者を選びやすいように、局ホームページに掲載予定です。